

## 平成28年度民事事件担当裁判官協議会 事前アンケート結果

### 目次

<b>協議事項(1) 審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策</b>	4
1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義	4
<b>高裁問1</b> 高裁から地裁の審理、判断を見て、現在抱える審理、判断上の課題としては、どのようなものが考えられるかについて簡潔にお答えください。	4
<b>地裁問1</b> 地裁全体が現在抱える審理、判断上の課題としては、どのようなものが考えられるかについて簡潔にお答えください。	4
2. 高等裁判所からの控訴審判決の還元	19
<b>高裁問2</b> (1) 還元に当たって工夫している点があれば、その工夫の内容及びそのような工夫をしている理由をお答えください。 ..... 19	
(2) 高裁から見て、高裁判決を地裁の審理、判断の質の向上に役立てるために、効果的と思われる地裁における活用方法をお答えください。 ..... 19	
<b>地裁問2</b> 地裁において、高裁判決をどのように活用していますか。活用に当たって工夫をしている点も併せてお答えください。 ..... 19	
3. 高等裁判所と地方裁判所との意見交換	24
<b>高裁問3</b> (1) 高裁と地裁の意見交換会はどのように実施していますか(開催の形式、構成、規模、頻度、内容などについてお答えください)。 ..... 24	
(2) 高裁と地裁の意見交換会の内容を充実したものとするために、①高裁が工夫をしている点や改善すべき点、②地裁に対して希望する事項としてはどのようなものがありますか。 ..... 24	
※ なお、(1)、(2)について、管内の地裁ごとに高裁との意見交換会の実施状況や工夫点などが異なる場合には、どのような点に着目して、どのように取扱いを変えているかもそれぞれ併せてお書きください。	
<b>地裁問3</b> 高裁と地裁の意見交換会を充実したものとするために、①地裁側で工夫している点や改善すべき点、②高裁に対して希望する事項について、それぞれお答えください。また、③地裁において、高裁との意見交換会の結果をどのように活かしているかについてもお答えください。 ..... 24	
<b>高裁問4</b> ①所属庁の他部の裁判官、②管内の高裁支部の裁判官との間で、地裁の審理、判断の質の向上（高裁の判決の還元や高裁と地裁の意見交換会などの取組の在り方を	

含む。)についての意見交換等は行っていますか。行っている場合には、開催の形 式、構成、規模、頻度、内容などとともに、最近行った意見交換等で有益であった と思われる具体例も併せて紹介してください。行っていない場合は、行うことにつ いてのあい路をお答えください。なお、回答に当たっては、①及び②のどの裁判官 との意見交換会等であるかを明示してください。 .....	28
4. 地方裁判所内部における意見交換.....	30
<b>地裁問4</b> 地裁の合議事件において、①充実した合議が行われたと思われる事例、及び、② 合議が余りうまくいかなかったと思われる事例について、その後の審理への影響も 併せて、それぞれ紹介してください。 .....	30
<b>地裁問5</b> 個別の事案について合議に付すべき事案か否かの部内における検討結果は、その 後の他の事件の付合議の検討に当たってどのように活用されているかについて、お 答えください。 .....	39
<b>高裁問5</b> 高裁での審理に当たって、第一審で単独体で審理された事件について、合議に付 して審理をした方が好ましかったと思われた事例や、よく単独体で審理されている が、一般的に合議に付した方が良いと思われる事件類型を、理由とともに紹介して ください。 .....	42
<b>地裁問6</b> 部内における単独事件に関する意見交換が部全体の審理運営の改善につながった 例があれば、紹介してください。 .....	44
<b>地裁問7</b> 庁内の他の部又は支部の裁判官と審理運営や判断の在り方について意見交換会等 が開催されている場合、参加者の構成、人数、頻度、内容などを紹介してください (数が多い場合は、代表的なものを3つ挙げてください。)。 .....	48
<b>地裁問8</b> 司法研修所での研究会や、各種協議会の結果について、①出席しなかった裁判官 に対してどのように還元し、②その後の取組にどのように活かしているかについて、 お答えください。 .....	53
<b>高裁問6</b> 自分が地裁の部総括裁判官であったら、所属部の審理を客観視し、その改善を図 るためにどのような取組を行ってみたいかについて、御意見をお聞かせください。 .....	54
5. 弁護士会との意見交換等.....	57
<b>地裁問9</b> 弁護士会との協議会や意見交換会等について、①外部的視点を取り入れるという 観点から協議事項が設定されたことはありますか(ある場合は、具体的な協議事項 をお答えください。)。また、②弁護士会との協議会等の結果を踏まえて、庁内で実 践された取組はありますか。 .....	57

協議事項(2) 争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方 . 59

**高裁問 1** 地裁で審理された事件のうち、下記の〔1〕又は〔2〕に該当する具体例を1つ紹介してください（高裁において御自身で担当した事件の第一審に限りません。）。

..... 59

〔1〕争点整理の序盤から中盤にかけて、争点整理を迅速かつ適正に進めるという観点から、裁判所がより主体的に関与する、あるいは、より積極的に実施することが考えられる事例

〔2〕争点整理の中盤から終盤にかけて、紛争の実相に迫って実態としての紛争を解決するという観点や、手続保障を確保するという観点から、裁判所の判断について意見が分かれ得る事例

**地裁問 1** 地裁で審理された事件のうち、下記の〔1〕又は〔2〕に該当する具体例を1つ紹介してください（御自身で担当した事件の第一審に限りません。）..... 68

〔1〕争点整理の序盤から中盤にかけて、争点整理を迅速かつ適正に進めるという観点から、裁判所がより主体的に関与する、あるいは、より積極的に実施することが考えられた事例

〔2〕争点整理の中盤から終盤にかけて、紛争の実相に迫って実態としての紛争を解決するという観点や、手續保障を確保するという観点から、その後の控訴審での審理経過等も考慮すると、一审裁判所が別の判断を行うことも考えられた事例

**高裁問 2** 地裁での審理を行う上で参考となる工夫がなされていた例を1つ以上、紹介してください（高裁において御自身で担当した事件の第一審に限りません。）..... 81

**地裁問 2** 自身が地裁で一审の審理を担当した事件のうち、控訴審で新たな証拠調べや攻撃防御方法の採用、積極的求証明等が行われているが、一审では判断に当たってそれらが必要とは思われなかった例があれば、そのうちの一つを紹介してください。

..... 84

(注) 本資料は、平成28年4月4日付け民事局長事務連絡「民事事件担当裁判官協議会のためのアンケートについて」により、高等裁判所及び地方裁判所の協議員に回答を依頼したアンケートの結果を、協議の参考となると考えられる事項を中心に、民事局において分類・整理して作成したものである。

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

## 協議事項(1) 審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

## (高裁アンケート問 1)

高裁から地裁の審理、判断を見て、現在抱える審理、判断上の課題としては、どのようなものが考えられるかについて簡潔にお答えください。

## (地裁アンケート問 1)

地裁全体が現在抱える審理、判断上の課題としては、どのようなものが考えられるかについて簡潔にお答えください。

## 【高裁から見た地裁の審理、判断上の課題】

## &lt;審理全般&gt;

- ・ 基本的知識や調査の不足（3人）
- ・ ノウハウの継承が必要（2人）
- ・ 合議相当事件を単独で処理している（2人）
- ・ 事案に応じた柔軟性がない（1人）

## &lt;争点整理&gt;

- ・ 紛争の全体像や真の争点の把握が不十分（7人）
- ・ 認識の共有化が不十分（4人）
- ・ 釈明権行使が不十分（3人）
- ・ 記録化が不十分（3人）
- ・ 専門的知見の取り入れが不十分（3人）
- ・ 審理期間の長期化（2人）
- ・ 基本的書証が不十分（2人）
- ・ 書証の取扱いが不適切（2人）

## &lt;証拠調べ&gt;

- ・ 人証調べが不十分（6人）

## &lt;判決&gt;

- ・ 事実認定に問題（5人）
- ・ 紛争の核心につき判断なし（4人）
- ・ 法的判断に問題（3人）
- ・ 長さや体裁に問題（3人）
- ・ 理由の説示に問題（2人）
- ・ 不意打ち（1人）

## &lt;和解&gt;

- ・ 和解勧奨不十分（2人）

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

**【地裁から見た地裁全体の審理、判断上の課題】****<審理全般>**

- ・ 複雑困難訴訟、政策形成訴訟、著名事件等の増加（9人）
- ・ 弁護士の質的变化（力量不足・当事者化）、当事者の権利意識の高まり及びこれらに対応するための審理運営（8人）
- ・ 全国的に訴訟提起される事案について裁判所間での情報共有（4人）
- ・ ノウハウの継承が必要（2人）
- ・ 合議相当事件を単独で処理している（2人）
- ・ 基本的知識や調査の不足（1人）
- ・ 法廷における危機管理（1人）

**<争点整理>**

- ・ 審理期間の長期化（5人）
- ・ 主張立証が当事者任せ（3人）
- ・ 釈明権行使が不十分（2人）
- ・ 認識の共有化が不十分（1人）
- ・ 記録化の程度（書記官の立会との関係含む）（1人）
- ・ 専門的知見の取り入れが不十分（1人）

**<判決>**

- ・ 判断に至る理由の通用性にも配慮が必要（1人）
- ・ 理由の説得力の欠如（1人）

**<和解>**

- ・ 和解勧試不十分（1人）

**<その他>**

- ・ 自己の審理判断を客観視する必要性（3人）
- ・ 書記官との協働が不十分（1人）

※ なお、上記分類・整理された課題については、必ずしも全て又は多くの事案において、そのような課題が見て取れるという趣旨ではなく、そのような課題を含む事案も存在するという趣旨で高裁及び地裁の協議員から回答があったものであることに留意されたい。

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

(高裁)

## 【回答1】

訴訟物や攻撃防御方法の構造を正確に理解せず、紛争の全体像や背景事情も把握しない。

争点整理が書面交換の場となっており、当事者との議論や争点の口頭確認も行っていない。争点整理の過程やその結果確認が記録上明らかでない。裁判所が当事者に争点整理の結果や事件の見通しを説明しない。その結果、当事者双方に想定外の判決が言い渡される。

基本書証、関係者の陳述書、その他、判断に必要な証拠の提出を求めずに、乏しい証拠で無理な判断をしている。陳述書だけで判断し、必要な人証を実施しない。専門的知見を要する事件で、双方の主張が対立しているのに、専門家の意見を聞かない。

判例・文献調査もせずに判断したもの、事実の経過等を認定せずに判断したため説得力に欠けるもの、事実認定もせずに、法律判断で安易に結論を導こうとするもの、当事者の主張整理が冗長で、判断部分との均衡を欠くもの、認定事実と証拠との対応関係が分かりにくいもの、判決の体裁や理由の説示が独特で、かえって分かりにくいものがあった。

不動産関係事件（境界確定事件を含む）で、基本的な知識の欠如、統一図面の作成なし、土地の特定や登記不能な主文など、これまで蓄積されたノウハウが継承されていない。

## 【回答2】

## (1) 審理に関する課題

- ・ 弁論準備に付する時期、期日間隔、期日の時間が画一的であり、事件の個性や審理の流れ、代理人の熟練度等に応じた進行がなされていない。
- ・ 争点整理終了までに要するおおまかな期間を頭において節目となる期日（争点に対する口頭の議論を行う期日）及び議論の結果を準備書面あるいは調書として記録化する期日を設定すべきである。
- ・ 弁論準備手続終結前に争点整理案（主張整理案）を作成して然るべき事件についてもこれを作成していない事例が多い。
- ・ 争点整理案を作成すべき事件の類型、作成のタイミングと作成目的に応じたバリエーション、争点整理における当事者と裁判所の役割分担等についての議

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

論を裁判所内（議論の内容によっては弁護士も交えて）で議論すべきではないか。

- ・ 書証の取扱い（提出された文書が原本か写しを原本とするものかの区別及び成立についての認否、偽造文書の取扱い）の杜撰さが目に付く。
- ・ 裁判官に紛争の実相に迫る気迫（心構え）に欠けると感じることがある（特に、代理人弁護士が敢えて裁判所に実相を示そうとしない事件）。

## (2) 判断上の課題

- ・ 心証形成の仕方あるいは判断による説示の仕方が類型的である。また、規範の当て嵌めに意を配るあまり、事件の持つ個性を敢えて無視したとしか思えない判断を行っている例がある。
- ・ 争点整理が杜撰であるため、判断の対象が紛争の核心からはずれてしまったり、主張立証責任の所在を誤ったりしている事件がある。
- ・ 事実認定と評価の区別、直接証拠からの認定と間接事実からの推認の区別が曖昧になっている。判断の論理構造を常に意識する必要がある。
- ・ 証拠構造を無視し、証言あるいは陳述書に寄りかかった事実認定、いわば直接証拠のみに基づく直観的認定をしている判決書が散見される。
- ・ 争点整理が奏功していれば、判決書だけを読んでもある程度紛争のイメージを掴むことができるはずであるが、「事案の概要」を読んでも、「何が起こったのか」がよく分からない判決がある。

## 【回答 3】

- ① 争点の把握が不十分で、的確な争点整理がされない結果、紛争の要点に判断が及んでいない事案がある（事案分析、争点整理の力不足）。
- ② 迅速な審理を意識するあまりか、必要な釈明がされていなかったり、尋問を行っていないなどたり、審理が浅薄、表面的になっている事案がある。現地に足を運んだり、専門委員の意見を聞くことで、本質的な争点が判明する場合にも、そういうことをしていない。厄介な紛争の本質を審理することを避けて、周辺の非本質的な要件であっさりと終わらせ、当事者にとっては肩すかしとなっている事案がある（審理不十分、審理回避）。
- ③ 事実認定に問題があると思われる事案がある。書証の偏重、人証軽視の傾向が強い。立証責任のハードルを必要以上にあげて請求を棄却し、経験則や常識から乖離した結論を導いている（不適切な事実認定）。

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

④ 判決で判断しても、当事者の求める紛争解決につながらないような事案について、判決の限界を当事者に説明して、紛争の解決につながるような和解の努力をしていない事案がある（真の紛争解決を指向せず）。

## 【回答 4】

## (1) 審理における課題

- ・ 争点整理が十分でないこと（適切な証明権行使により事件を落ち着きの良い結論に導いていくことが求められているのに十分な争点整理がされていない。事案の本質に迫って真の争点を捉えきれているか疑問のある事案や、争点整理のために長期間を費やしているが、調書を見てもどんな議論をしていたのか判らない事案がある。より具体的な争点整理のレベルとして、従前と異なる主張がされた場合に従前の主張との関係〔撤回されたのか、予備的に主張されたのか等〕が整理されていなかったり、争いのない事実に当たるのかどうかの確認を十分にしていなかったりする事案がある。）
- ・ 必要な証拠収集の懈怠（契約書、登記事項証明書等の基本的書証を提出させていない事案が、特に単独事件を担当して間もない裁判官に見受けられる、人証を必要最小限に絞り込むことは必要だが必要な人証まで調べていないことに違和感がある、一方当事者側の人証しか調べていない事案があるとの意見があった。）

## (2) 判断における課題

実体法・判例の知識不足（会社法施行前後の有限会社に対する規律の理解を欠いた判断がされていた事例等）

## 【回答 5】

判決文が過度に詳細であったり、反対に結論のみを記載するなど簡潔にすぎたりし、何度も高裁判決の還元を受けてもこの傾向が改まらないことがある。高裁判決が有効に活用されていないのではないかと考えられる。

## 【回答 6】

弁論準備から集中証拠調べを経て判決へという一連の手順を踏んではいるものの、審理・判断が表面的なものにとどまり、結論のバランスが悪いもの（特に単独事件にみられる）、事実認定部分が薄いもののほか、真の争点について判断していないも

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

のや、争いのある事件であるにもかかわらず、当事者の尋問等の必要な手続を実施していないものがある（特に本人訴訟）。また、和解勧試に必ずしも積極ではなく、当然和解勧試してしかるべき事案（たとえば交通事故事案）において、記録上、一度も和解勧試した形跡のないものも少なくない。

## 【回答7】

争点整理に多大な時間を費やしているもの、具体的な事実に即した争点整理、問題の共通認識化が十分されていないもの、必要な人証調べがなされていないもの、本来の争点についての審理が十分かみ合っていないまま判決に至っているものが見受けられ、判決を読んだだけで大きな違和感を感じるものが一定数存在する。このようなことは、典型的なパターンに当てはまらない事件、先例の少ない事件、事実認定、法的判断が微妙な事件等、地裁として処理の困難な事件が少なくないこと、当事者の訴訟活動に問題があることにも起因すると思われるが、裁判所側の問題としても、審理の在り方が当該訴訟類型に応じた審理方法に則っていなかったり、当然に疑問に思って釈明しておくべきことをしていなかったり、人証の採否等につき公平性に疑問の余地があったり、評価・判断において一般的な経験則からすると疑問と思われるような判断をしたり、判決書の記載の仕方が明らかに不十分と思われたりする事例が散見される。

問題事例や過誤事例は属人的な問題性が大きいとはいえ、経験不十分な若手裁判官に対するノウハウの承継の在り方について更なる工夫が必要である。また、特に支部事件で、複雑困難な事件を無理に単独事件として処理している例がままあり、単独事件を合議に付したり、合議部のある本庁へ回付したりし易くする配慮が必要である。

## 【回答8】

当高裁において、地裁の審理、判断に関する課題として指摘された点としては以下のものがあった。

## (1) 事案解明のために必要な審理の不足

争点について、当事者、代理人と十分に認識を共有した上で審理、判断したのか疑問があるケースは珍しくない。当事者の主張書面の内容に引きずられ、表面的に主張が対立している点を争点として掲げるのみで、その争点が、真に事案の解決のために判断を示す必要がある問題なのか、訴訟物とどのような関係がある

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

のかといった検討（法的・論理的な分析）がされているのか、この点について当事者、代理人との間でしっかりと議論がされたのかが疑問なケースが少なくない。一方で、本人訴訟において、適切に釈明すれば重要な争点となるような言い分がある場合でも、簡単に弁論を終結して主張自体失当である旨の判断をしているものもあるが、これも、事案の解決のために判断すべき問題が何かの検討がされていない一例である。

他方、例えば、結論を左右する事実（合意の有無等）の認定に当たって、それに至る経緯や周辺事情を吟味しなければその事実の有無を判断し難いような事案において、人証調べをせずに当該事実の証拠である書証の形式的、表面的な面のみから判断してしまい、結果として事実認定を誤っているケースもある。このように、要件事実等の整理がされないまま雑然とした判断をしているものもある一方で、間接事実（事実の流れや全体像）を全く見ずに要件事実だけで割り切るものもあり、いずれも、紛争を裁判所に持ち込んだ当事者の解決への期待にしつかり応えるものとはいえない。

また、争点整理の段階で裁判所が法的論点について十分な検討をしなかつたため、誤った法律解釈、前提とすべきでない判例の判断枠組み等を前提に争点整理を進め、あるいは、誤った法律解釈を当事者の議論にさらさま採用して、結論を誤る例もある。

さらに、専門的知見を要する事案やこれに準ずるものにおいては、専門委員等の専門的知見の活用がされなかつた結果、事案の解明が不十分であったものや、判断の前提となる言葉の定義や一定の基準について、裁判所と当事者との間で共通理解を持っていたか疑問を抱くケースが少くない。

## (2) 証拠（書証）の吟味不足等

本来原本が提出されるべき書証が写しで提出されているのに、この点を全く考慮しないまま事実認定をしていたり、作成日付のない書証を一方当事者の主張に沿つてある時点における事実の認定に用いたりするなど、証拠評価に対する基本的な姿勢に疑問を抱かせる例がある。また、証拠一括冒頭記載方式による判決で顕著であるが、事実認定が一方当事者の主張書面の内容をなぞるようなものになっており、争いのある事実であるのに、記録を精査してもどの証拠で認定したのか判明しない例や、証拠評価が強引であると思われる例もある。

## (3) 多角的、複眼的視点からの深みをもった検討の不足

合議相当事件を単独で処理しているものが少なくない（特に専門部）。単独で

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

処理された場合、合議による場合と比べて、判断に至る過程の中で、当該事案における判断が及ぼす影響力や当事者の主張の背後に存在する多様な価値観や利益状況にどこまで思いを致した上で判断をしたのか疑問に思われるケースが相対的に多い。

## (地裁)

## 【回答 1】

従前と比較して、専門的知見を必要とする事件の割合が増えており、実績のある医療過誤、建築瑕疵以外では、未だ専門家が不足しているために専門的知見を容易に入手できない分野も少なくなく（土木工事、ソフトウェア開発など）、そのような事件では、争点整理に時間がかかる一方、裁判所が必要な知見を的確に得るには至っておらず、判断の質の向上がなかなか得られていないようと思われる。そのほか、事件の複雑化、多様化の傾向も見られ、経験の浅い裁判官にとっては、的確な訴訟指揮ができず、紛争の実態に即したるべき判断ができなくなっている可能性があり、このことは、知識・経験の不十分な弁護士が代理人となった場合には、一層深刻な問題となると思われる。

また、事件の内容そのものに関するものではないが、例えば、困難当事者に対する審理上の課題や、より一般的に法廷における危機管理の問題等について、これらは各部に共通する問題であると思われるのに、従来はそれほど議論がされることはないかった。その結果、連携が希薄で情報共有がうまくできていない面があるのではないか。

## 【回答 2】

国民の権利意識が高まり、価値観の多様化が進んだ近時の状況の下においては、特に価値観の対立が激しい事件などでは、裁判所の判断であるということだけで、双方当事者を納得させ、満足させることは困難であり、結論については、一方当事者の厳しい批判を免れ難い。また、情報化の進展に伴い、判断内容は、情報を持った国民一般の批判にも曝されることとなる。裁判所は、訴訟手続に則った審理を通して、当該紛争の実質的な争点を的確にとらえ、紛争の実態を踏まえた判断をすべきであり、専門性の高い事件や先例の乏しい事件についても、そのための努力を怠るべきではない。裁判所がこのような批判に耐え得る判断を一定の合理的期間内にすることを通じて、同種の紛争にも通用性のある判断が集積していくことになる

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

のであり、このようなことの積み重ねによって、紛争解決機関としての評価や信頼を獲得していく必要がある。

## 【回答3】

事件の内容としては、専門訴訟などの専門的知見を要する事件及び一般事件においても複雑困難で判断の難しい事件が増加している。また、事件の当事者については、権利意識が高まり、インターネット等の普及により訴訟に関する知識の取得が容易になったこともある。紛争が先鋭化するとともに、当事者の納得を得ることが難しくなっている。

審理については、事件の内容を理解するために、口頭議論が従前にも増して必要となっていると思われるが、弁護士の力量の低下や訴訟結果に対する過度のこだわりからの書面による小出しの主張や後出しの主張及び証拠提出などが行われており、口頭議論に応じてもらえる状況にはない。

判断については、当事者の権利意識の高まりや社会からの注目度が高まっていることなどから、判決の波及効なども意識せざるを得なくなり、結論の妥当性のみならず、判断に至る理由の通用性にも特段の配慮をする必要が生じている。

## 【回答4】

民事裁判の判断の質が、事件当事者の求めるもの（紛争の実相を把握し、代理人との間で口頭議論を通じて中心的争点について共通認識を持った上で、その結論及び理由の双方について適切な判断をすること等）や、国民一般から適正であると思われるもの（個別事件の解決としての適正にとどまらず、同種紛争の解決基準として説得力を有していること等）に達しているか否か、また、審理運営や審理期間に関して運用改善の必要を意識して実践しているか否かにつき、裁判官が自らの問題として関心を持って向上のための取組を行う必要がある。その際、裁判官が自らの審理判断の在り方を客観視することが出発点となり、そのためには、裁判官同士が互いに審理判断の質の向上のための検証を行うことが有益であると思われるが、その具体的な方法はいかにあるべきかを検討する必要がある。

## 【回答5】

- 現代型訴訟における質の確保：時代の質的変化（高度成長の「利益を分け合う時代」から低成長（少子・超高齢化社会）の「負担を分かち合う時代」）、政治部

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

門の機能不全等によって、社会的な影響が大きく、複雑困難な紛争が裁判所に持ち込まれているところ、このような事件に対して、「質の高い判断の確保」や「時代のニーズに応じた手続運営（口頭協議を中心とする争点整理）の改善」、さらに、裁判官の資質能力の向上・成長支援ができているのか。

- 従来型訴訟における質の確保：弁護士の力量不足や当事者本人化等によって、事実関係の確認や法的構成が不十分のまま提起され、事案の実態把握が困難な事件、裁判所の積極的な関与を要する事件が増加しているところ、このような訴訟における「適正迅速な裁判」とは何か。裁判所はどこまで後見的に関与し、どこまで実体的真実主義的な運用を行うべきか。
- 外部的視点の把握：裁判所は、利用者のニーズや「外部的視点（外部からどう見えるか）」を十分に把握できておらず、その仕組みも構築されていないのではないか。
- 危機意識の共有：上記の現状や課題について、地裁全体（書記官等の職員を含めて）で、危機意識又は問題意識を十分に共有できていないのではないか。特に、課題対応（部の機能強化）において「書記官との協働」が十分にされていないのではないか。

## 【回答6】

当庁の状況を概観すると、政策形成型の訴訟、著名事件、多数当事者訴訟が、相当数各部の合議事件として係属しており、このような事件においては、原告側自身、主張立証の準備に時間を要するとして、審理が長期化しがちである。また上記事件の中には、立法、行政では十分な解決が得られず、司法に最後の救済を求めるものもある一方で、不適法として訴え却下にならざるを得ないもの、あるいは請求棄却にならざるを得ないものであっても、世論やマスコミに訴える場として司法を利用しようとするものが一定数含まれ、後者のような事件において、厳密には必要ではない意見陳述や証拠調べ等が求められた場合に、事件の円滑な進行の観点からこれに応じることがあり、これも長期化の要因となっている。

一つの部に上記のような事件が複数係属し、合議体で争点整理、証拠調べを行った場合、単独事件の処理にも相当程度の影響を及ぼし、全体として審理期間の長期化をきたす。

また、専門的知見を要する事件、複雑困難な事件が単独事件として係属する場合に、単独係の側から適切なタイミングで割替依頼を出せるかという問題があると共に

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

に、合議係が上記のような事件を多数抱えていると、合議に割り替える余裕がなく、あるいは割り替えてもスムーズに進行できないなど、メリットがないことがある。

## 【回答7】

平均的な事件の審理期間（特に争点整理の期間）は、一般の市民感覚からは長いと感じられるのではないか。また、終局までの期間についての見通しがつけにくいことも相俟って、民事訴訟を利用するなどをためらわせる原因となっている。

## 【回答8】

代理人が提出する訴状や準備書面に、社会的事実ではなく、生の事実がそのまま書かれていて、法的観点からの検討や分析がされていないことが少なくない。特に、不法行為に基づく損害賠償請求に顕著にみられる。また、代理人と口頭議論をしようとしても、代理人が避けようとする傾向がみられる。その背景としては、代理人の本人との打合せ不足や事案に対する調査不足がある。さらに、代理人が本人をグリップする力が落ちているため、裁判所が直接本人に和解のための説得をしなければならないことが増えている。

このような状況に直面して、裁判官が適切な争点整理や和解協議を行っているか、必要な証拠調べを尽くした上で判断を示しているか、不断の検証が必要である。

## 【回答9】

- 近年、社会の関心を集める複雑困難な訴訟（原発の差止め訴訟等）、集団訴訟（年金、生活保護、原爆関連等の政策形成訴訟を含む）、社会情勢変化に伴う新たな類型の訴訟、技術的な知見を必要とする専門性の高い訴訟（知財だけでなく、自動車のリコールや化粧品の安全性など製造物責任が問われる訴訟など）等、審理・判断が難しい事件が増加していると思われるところ、このような多くの困難な事件について、適切な時期に、的確な判断を示すこと。

特に、近年、生活保護、年金、修習生の給費制廃止、原発、議員定数、安全保障関連法案等、当該訴訟に原告個人の個性が表れてこない集団訴訟（政策形成訴訟）が以前にも増して増加しており、しかも、以前よりも多数の裁判所に提訴される傾向（原告らが多数の裁判体の判断を求める傾向）があると思われるところ、当事者は全国の他の訴訟の情報を得ている一方、裁判所間では情報共有が図られ

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

ていない。このような訴訟において、適時に的確な審理判断を行うために、裁判の独立を害さない範囲で裁判所間の情報共有ができないか。

- 通常の事件について、早期に事案を検討して文献や裁判例の調査を行い、争点整理の長期化を防止しつつ、十分な争点整理を行い、無駄な人証調べを回避して早期に終局すること（裁判官の検討が遅れ、主張立証を当事者に委ねて主導的に争点整理を行わない結果、争点整理手続が長期化し、無駄な証拠調べがなされる場合がある。）。
- 裁判官の法律や判例の知識、調査が不十分なために、法の解釈適用を誤っている事案がある。

## 【回答 10】

## (ア) 争点整理

- 時間がかかる→複数の争点についての攻防を併行して行ってはどうか  
裁判所が積極的に争点整理案を作成、交付するのはどうか
- 大型事件は弁論準備ではなく弁論で行うため、争点の詰めが甘くなる→進行協議の活用等
- 記録化をどの程度行うか（書記官の立会との関係もある。）

## (イ) 専門的知見を要するなどの複雑困難事件への対応

## (ウ) 心証開示の内容・方法

## (エ) 判断につき、事件毎にもっと明確な基準を立てて明快な判断をすることができないか

## (オ) 代理人の資質

資質のばらつきが大きくなっているほか、指示待ち世代の占める割合が大きくなっているため、裁判官の積極的な関わりがないと真相の把握が不十分で適切な判断ができない恐れがある。しかし、素直に訴訟指揮に応じない代理人もあり、不公平な釈明であると非難されることもありうる。代理人の中には、専門的知見を要する事案につき、十分な知識を有しないまま、自己に都合のよい結論のみを提出したり、家族間紛争（遺留分減殺、遺言無効確認等）に必要な心情的な部分についての適切な問題意識を欠く（そのために適切な和解ができない）代理人がいる。

## 【回答 11】

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

- (1) 長期末済事件の増加に対する対応：新受事件数が減少している中、争点整理期間の長期化により長期末済事件が増加している。争点整理期間の長期化の主たる原因としては、①争点整理に多数期日を要する複雑困難な事件が増加していること（親族間の紛争、専門的知見を必要とする事件等）、②訴訟代理人の質の変化（これまで当たり前に行われてきたプラクティスが通用せず、裁判所から求釈明や主張立証の促し、和解のサインをかなり具体的かつ明確に行わないと、裁判所の意図を理解できず、的確に準備ができない訴訟代理人が増えてきた。）、③②を踏まえると、裁判所は従前より積極的に争点整理に取り組む必要があるにもかかわらず、積極性が低下していること（暫定的心証開示、釈明権の行使や期日における口頭議論が不足しており、また、争点に関する当事者との間の認識の共通化が不十分である。これらの必要性の認識や方法論が若手裁判官に適切に継承されていない。）が考えられ、①に対する適切な対応及び③の改善が課題である。②に関しては、裁判所としては、弁護士会に対して継続的に働きかけるほか、③の改善によって対応していくしかないと考える。
- (2) 判決書の質の向上：(1)③とも関連する問題であるが、裁判官の間で、判決書に何をどこまで書くべきなのかに関する共通認識が希薄になっており、それが審理の在り方にも影響を及ぼしているように思われる。争点整理が不十分で、中心的争点を的確にとらえることができず、十分な審理がされないまま判決に至るため、説得力のある判断理由が書けていないのではないか。単独事件を担当する裁判官が自己の仕事を客観的に批判しつつ自己鍛錬を重ねることはもちろんのこと、判決の書き方を最初に学ぶ左陪席の指導・教育が重要である。
- (3) 新しい類型の訴訟に対する対応：(1)①と関連する問題であるが、専門的知見（建築土木、機械化学、IT関係等）を必要とする複雑困難な訴訟、先例がないか又は先例の見直しが必要となるような価値判断や政策的判断を求められる波及効の大きな訴訟が増えており、担当裁判官がこれらの訴訟を的確に審理するために必要な知識や規範等を効率良く取得できる態勢を整備することが課題である。また、消費者関係訴訟には、被告を同じくする同一の事案が複数の地裁にまたがって提起されることが多い。これらの訴訟の原告同士、被告同士は、それぞれ連携をとり、関連事件の情報を共有しているのに対し、裁判所間の連携はほとんどされていない。審理を効率的に運営するためには、裁判の独立は保持しつつも、審理計画等について相互に情報提供し合うことができるような環境作りが必要である。

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

## 【回答12】

- ・これまで全く議論されてこなかった問題を含むとともに、その点を判断した場合には波及効が大きいと考えられるような事件がいきなり裁判所に持ち込まれるケースが出てきている。このようなケースにおいて、通用力のある判断をするために、裁判体として事件処理能力の向上に努めることはむろんではあるが、情報提供等のサポート体制の構築も考える必要があるのではないか。

また、このようなケースに限らず、専門的知見を要する訴訟、政策形成訴訟及び複雑困難訴訟が増加しており、これらの類型の訴訟に的確に対応し得る審理及び判断の在り方についても引き続き検討を重ねていく必要がある。

- ・事件数が落ち着きを見せている現在、質の高い判断が求められているところであり、そのための部の機能の活性化、合議の充実といった意識も浸透しつつあるものの、いまだ、本来合議事件として判断すべき事件を単独事件として処理しているという声が聞かれる。
- ・法曹の質的变化が、審理及び判断に影響を及ぼしており（例えば、訴訟物が不明であるなどの問題のある訴状が増えているし、必要な事実が主張されなかつたり、当然提出されるべき証拠が提出されないことなどがある。）、こうした質的变化に応じた審理及び判断の在り方について検討する必要がある。
- ・裁判官及び弁護士ともに、コスト意識が十分ではない者が少なくない（例えば、弁護士が裁判所に出頭する回数が多くなれば、その分コストが嵩み、それが利用者に転嫁されることとなる。）。立法及び運用の両面から、可能な限りコストカットをし、それにより国民が利用しやすい裁判制度を構築していく必要がある。
- ・近時、集団訴訟が、多数の裁判所に対し、一斉又は順次提起されることがあるが、この場合、弁護団は、他の弁護団と連絡を取り合い、必要な情報を入手している一方、裁判所は、他の裁判所の進行状況等を把握できないことが少くない（個人的な人脈に頼っているのが実情である。）他の裁判所の事件の進行状況等を知ることにより、自らの事件の審理の状況を客観的に位置付けられるとともに、他の裁判所における手続（尋問等の結果）を利用する契機ともなり得る。したがって、係属裁判所に対する情報提供について、何らかの方策を検討する必要があるのではないか。
- ・（他の部総括の意見）弁護士のみならず、裁判官や書記官についても、能力のバラツキが大きくなってしまっており、その結果、審理や判決に問題のある事例が増加し

## 1. 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

ている。迅速な事件処理のみが偏重され、必要な証明がされなかつたり、和解による解決の試みが不十分といったことがあり得るのではないか。

## 【回答13】

裁判所が果たすべきことは、事案の実相を的確に捉えた質の高い審理判断を適切な期間内に行うことに尽き、その要請は社会や国民の裁判所に対する期待感の向上とともにますます高まっている。部の機能を活性化させるとともに、合議相当事件をもれなくすくい上げ合議を充実させて対応すべきであるが、その前提として外部的視点を積極的に取り入れること、すなわち各裁判官が他の裁判官の仕事ぶりや工夫例、上級審の裁判官の判断や意見、当事者である弁護士の意見等を謙虚に受けとめ、スキルアップに努めることが肝要である。他の部総括からは、①自己の審理運営の在り方を客観的に見つめ直し、質の高い審理・判断のイメージを共有する必要がある、②経験豊富な裁判官のプラクティスを若手裁判官に承継していく必要がある、③複雑困難な訴訟や審理に専門的知見を必要とする訴訟(金融、IT、建築等)、価値観の対立する社会的な問題を含む訴訟が多数提起されている現状において、裁判所が質の高い判断を適切な期間内に示すことが課題である、④合議の充実、強化のための具体的方策の検討、紹介等が必要である、⑤口頭弁論期日や弁論準備期日において受身的な姿勢に終始する裁判官の存在が指摘されていることが問題である、⑥全国に複数提起されている社会的関心の高い訴訟に関し、他庁、他部の審理状況について当事者と裁判官の情報の格差をなくす必要があるなどの意見が寄せられた。

## 2. 高等裁判所からの控訴審判決の還元

## 2. 高等裁判所からの控訴審判決の還元

## (高裁アンケート問2)

- (1) 還元に当たって工夫している点があれば、その工夫の内容及びそのような工夫をしている理由をお答えください。
- (2) 高裁から見て、高裁判決を地裁の審理、判断の質の向上に役立てるために、効果的と思われる地裁における活用方法をお答えください。

## (地裁アンケート問2)

地裁において、高裁判決をどのように活用していますか。活用に当たって工夫をしている点も併せてお答えください。

	高裁の回答	管内の地裁の回答
A	<p>(還元に当たっての工夫)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判断を維持した場合でも、争点設定の仕方や理由付け等につき再考してもらいたい点がある場合には、原審に判決を参考送付することがある。</li> <li>・参考送付した理由について、簡単なコメントを付している例もある。</li> </ul> <p>(効果的と思われる地裁における活用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原判決と高裁判決とを対照して、その違いの原因（審理に由来するものか、説示の仕方の問題か、法律論の違いか、証拠評価の問題か等）を分析的に考え、その上で、無批判に高裁判決を正しいものとして受け入れるのではなく、原審裁判所として何ができたかを考える。</li> </ul>	<p>(高裁判決の活用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高裁判決に目を通すとともに、返還記録を一読して控訴審での主張立証の内容を確認し、審理の在り方、事実認定、判断に関する振り返りの材料としている。</li> <li>・合議事件については、部内で意見交換をしている。</li> </ul>
B	<p>(還元に当たっての工夫)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控訴棄却判決であっても、原審裁判所や他の裁判所の裁判官等の参考になるものについては、還元対象を原審裁判所又は管内各裁判所として還元している。</li> </ul> <p>(効果的と思われる地裁における活用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独事件も含め、当該部でした判決について還元されたものを、部の裁判官全員で原判決と見比べ、問題点の検討を行う（実例有）。</li> </ul>	<p>(高裁判決の活用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取消変更判決や理由が差し替えられている控訴棄却判決については、変更等のポイントを確認するが、自分が関与しない単独係の判決について、そのような検討はされていない。</li> <li>・高裁が問題に感じた事項をメモ等で一審に伝えるというやり方も検討されてもよいのではないか。</li> </ul>

## 2. 高等裁判所からの控訴審判決の還元

C	<p><b>(還元に当たっての工夫)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取消変更判決のみならず、原審裁判所の参考となる判決についても原審裁判所に送付している。</li> </ul> <p><b>(効果的と思われる地裁における活用方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結論の異なる地裁判決と高裁判決を読み比べ、自由に意見交換する機会を持つ。</li> <li>特に参考になるものについては、回覧する。</li> <li>高裁から戻った記録を見て、高裁の審理経過を見た方がよい。</li> <li>単に結論が維持されたとか、変更されたとかではなく、「違い」に目を向け、高裁判決に対しても疑問を持って読む。</li> </ul>	<p><b>(高裁判決の活用方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取消変更判決は全裁判官に回覧。関連訴訟や同種訴訟が係属している場合には参考にしている。</li> <li>自分の事件の控訴審については、変更の有無に関わらず、記録を取り寄せて判決や和解の内容を確認している。特に、判決が加除式で書かれている場合には、自分の書いた判決を赤ペンで添削してどこが訂正されたかを確認している。</li> </ul>
D	<p><b>(還元に当たっての工夫)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取消変更判決のみならず、争点に対する判断が変更されているなど、原審裁判官の参考となる判決についても原審裁判官に送付することがある。</li> <li>原審裁判官に参考送付される判決書のうち相当と判断されたものは管内の地家裁にも送付することがある。</li> <li>裁判員裁判のケース研究に相当する研究会の実施を検討している。</li> </ul> <p><b>(効果的と思われる地裁における活用方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原裁判から結論、主張整理、事実認定、法的評価に変更があるかどうかを確認し、更に上訴記録で審理の流れを確認してもらい、なぜ原裁判の内容が維持されなかつたのかを検討してもらいたい。</li> <li>部内での回覧や検討会の開催は、第三者の意見も参考にできることから、有益である。</li> </ul>	<p><b>(高裁判決の活用方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原審裁判官が参考送付された判決を反省材料等として自己研さんに用いる程度であり、特段の工夫はしていない。</li> <li>過去には、事実認定が変更された他庁の判決を素材に、高裁裁判官と共同の勉強会において、経験則等について討議するといった活用がされていた。</li> </ul>

## 2. 高等裁判所からの控訴審判決の還元

E	<p><b>(還元に当たっての工夫)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取消変更判決のみならず、原審裁判所の参考となる判決についても原審裁判所に送付している。</li> </ul> <p><b>(効果的と思われる地裁における活用方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高裁判決は、地裁判決のうち、引用できる部分は可能な限り引用し、問題があるところは全面的に書き直すなどしてメリハリを付けているので、高裁が地裁判決のどのような部分を問題視しているのかを読み取ってもらいたい。</li> <li>地裁判決が加除訂正の方法により補正された場合にも、単に読み比べるだけではなく、地裁判決の該当箇所に高裁判決の補正内容を反映させた上で読み返すなどして、高裁の問題意識を感じてもらいたい。</li> </ul>	<p><b>(高裁判決の活用方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陪席の担当事件の戻り記録を部総括にも回覧されるようにしておき、部総括が陪席と意見交換する部や、理由が大幅に書き直されたもの等を判決勉強会で取り上げ議論する部がある。</li> <li>合議事件を中心に、取消変更判決や理由が差し替えられている控訴棄却判決について、部内で話題とし、注意すべき点について確認することがある。</li> <li>一審判決のデータに加除訂正を加え変更点を認識する、自身の判決以外の戻り記録も読み問題点を把握し、部全体で話し合うなどしている。</li> <li>論点を同じくする事件を扱う場合が多い専門部では、今後の事件処理に影響がある判決について部内で周知している。</li> <li>高裁勤務経験に照らすと、高裁判決もいろいろな意味でばらつきがあるので、高裁判決を一審の質の向上に結びつけるのであれば、高裁判決の在り方についても考える必要があるよう思う。</li> </ul>
---	--	--

## 2. 高等裁判所からの控訴審判決の還元

F	<p><b>(還元に当たっての工夫)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取消判決を中心に原審に参考送付している。</li> <li>送付範囲や選定方法について、控訴棄却事件のうち原審の参考となる判決を選別して送付することなどを検討中である。</li> </ul> <p><b>(効果的と思われる地裁における活用方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参考送付される高裁判決写しは、各地家裁裁判官が自主的に自己研さんの機会とする趣旨で送付されるものであり、当該事件の担当裁判官の手元にできるだけ速やかに届けることが重要であるが、そのほかこれをどのように活用するかは地家裁裁判官の自発的な取組によると考えられる。</li> </ul>	<p><b>(高裁判決の活用方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合議事件については、合議体全員で意見交換する機会を持ち、反省すべき点の有無等を把握するようにしている。単独事件についても、控訴審の審理・判断について、適宜他の裁判官に情報提供し、協議することがある。</li> <li>全ての破棄判決は、各部において回覧しており、部によっては、破棄判決を素材として、審理の改善点について協議を行っている。</li> <li>本年から、各部が選別した破棄判決事案について、当該部が作成したメモ等を資料として民事部全体で協議することとなった。</li> <li>本年度より、戻り記録から高裁の判決又は和解調書を一審の判決と共に抜き出したファイルを各部に貸し出し、部内で回覧する取扱いを始めた。これにより控訴棄却や和解で終局した事件についても、遗漏なく判決理由や和解の内容を確認でき、部内で意見交換することができるようになった。</li> <li>事例検討会も検討中である。</li> </ul>
G	<p><b>(還元に当たっての工夫)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>判決全件を送付している。</li> </ul> <p><b>(効果的と思われる地裁における活用方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該裁判官が高裁判決を参考にするにとどまらず、高裁判決を題材として、地裁における審理・判断の課題を客観的に検討するという観点から、高裁の判断が必ず正しいという前提に立つことなく、部全体で自由に議論することが効果的ではないか。</li> </ul>	<p><b>(高裁判決の活用方法)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部や民事部全体での組織的な活用はされておらず、早急に取組を始めるべきである。特に、取消変更判決等を中心に組織的に分析・検討するのが有益であると考えられる。</li> <li>異動後であっても原審裁判官に高裁判決（又は和解調書等）が必ず届けられる仕組みを構築することが必要ではないか。</li> </ul>

## 2. 高等裁判所からの控訴審判決の還元

<p><b>H</b></p> <p>(還元に当たっての工夫)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取消変更判決のみならず、原審裁判所の参考となる判決についても適宜原審裁判官に直接送付している。</li> </ul> <p>(効果的と思われる地裁における活用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自で控訴審判決を熟読するほか、原審と控訴審とで判断が異なった事件（転出者が担当した事件）を題材に、地裁裁判官どうしで勉強会を行うことなどが考えられる。</li> </ul>	<p>(高裁判決の活用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自が送付された高裁判決の写しを検討することが中心になっており、それが部内で話題になることもあるが、頻繁ではない。</li> <li>・記録だけからは容易に分からぬ点が多いため、主任裁判官が親しい人である場合には、懇親会の機会等に直接話をすることがある。</li> </ul>
--	---

## 3. 高等裁判所と地方裁判所との意見交換

## 3. 高等裁判所と地方裁判所との意見交換

## (高裁アンケート問3)

- (1) 高裁と地裁の意見交換会はどのように実施していますか（開催の形式、構成、規模、頻度、内容などについてお答えください。）。
- (2) 高裁と地裁の意見交換会の内容を充実したものとするために、①高裁が工夫をしている点や改善すべき点、②地裁に対して希望する事項としてはどのようなものがありますか。

※ なお、(1)、(2)について、管内の地裁ごとに高裁との意見交換会の実施状況や工夫点などが異なる場合には、どのような点に着目して、どのように取扱いを変えているかもそれぞれ併せてお書きください。

## (地裁アンケート問3)

高裁と地裁の意見交換会を充実したものとするために、①地裁側で工夫をしている点や改善すべき点、②高裁に対して希望する事項について、それぞれお答えください。また、③地裁において、高裁との意見交換会の結果をどのように活かしているかについてもお答えください。

	高裁の回答	管内の地裁の回答
A	<p><b>(高裁と地裁の意見交換会)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管轄の全地裁とそれぞれ年1回実施。高裁側は概ね担当部の裁判官等4名が参加し、地裁側は本庁及び支部の全裁判官が参加。協議問題を地裁が提出し2時間程度議論。</li> </ul> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ具体的な話をするようにしている。</li> <li>高裁の指摘事項は、実践的、具体的で、工夫例を盛り込んだものとしている。</li> <li>議論に参加する人数を絞り、具体的な事例を素材とした議論を自由に行っていたい。</li> </ul> <p><b>(地裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地裁によっては協議問題がほとんど提出されないなど意欲が感じられないで、積極的に参加してもらいたい。</li> </ul>	<p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地裁の審理状況についても話し、双方向の議論をするようしている。</li> </ul> <p><b>(高裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高裁で実際に目にした地裁判決の良かった点や工夫例を紹介してもらいたい。昨年からそのようなスタイルとなった。</li> </ul> <p><b>(意見交換の結果の活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には個々の裁判官に委ねられているが、協議結果を部内で議論することもある。</li> </ul>
B	<p><b>(高裁と地裁の意見交換会)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管轄の全地裁とそれぞれ年1回実施。地裁の全裁判官が参加。意見交換のテーマを双方が出題するほか、高裁から、判決及び審理に関する留意事項（工夫例を含む。）を説明する。</li> </ul> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各部の協議問題を担当幹事が取りまとめる。昨年は「合議の充実」に沿った協議問題を作成した。</li> </ul> <p><b>(地裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験の浅い右陪席裁判官等の若手裁判官から活発な発言がされるような雰囲気を作ってもらいたい。</li> </ul>	<p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前に地裁内で意見交換し、問題意識を共有したうえで臨むことが望ましい。</li> </ul> <p><b>(高裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指摘事項につき、高裁各部の共通認識であるのか見解が分かれ得るのかを明らかにしてもらいたい。</li> <li>意見交換は複数の事件に共通する問題について行ってもらいたい。</li> </ul> <p><b>(意見交換の結果の活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の裁判官に委ねられている。</li> </ul>

## 3. 高等裁判所と地方裁判所との意見交換

<b>C</b>	<p><b>(高裁と地裁の意見交換会)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管轄の全地裁とそれぞれ年1回実施。地家裁が出題した協議事項につき協議。</li> </ul> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当者だけでなく、他の陪席も個別の意見を述べ、口頭での議論を促すようしている。</li> <li>より実質的な議論をしたい。</li> </ul> <p><b>(地裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ具体的な事例について議論し、出題者以外の参加者からも意見を述べてもらいたい。</li> </ul> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議内容がマンネリ化しやすいので、なるべく具体的な事例を用いるようにしている。</li> </ul> <p><b>(高裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>悪い例だけではなく、良い審理・判決の具体例も出してもらいたい。</li> </ul> <p><b>(意見交換の結果の活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の裁判官に委ねられている。</li> </ul>	
	<p><b>(高裁と地裁の意見交換会)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管轄の全地家裁（高裁所在地は支部も含む。）とそれぞれ年1回実施（一部テレビ会議を活用）。昨年は、具体的な事例をもとにフリートーク形式で争点整理の方法等について議論。</li> </ul> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数を絞り議論を実質化するため分科会方式を採用している。</li> <li>具体的な事例に基づき議論を行っている。</li> <li>意見交換会実施前に地裁のメンバーと数回打合せをしている。</li> </ul> <p><b>(地裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発言自体は、各人の責任において行うにしても、その前提として、事前に部内で十分な議論を行い、当日の議論を活性化してもらいたい。</li> </ul> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会前に実際の事件を題材に設例を作り、それに基づき協議をしたことで充実した議論ができた。</li> </ul> <p><b>(高裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な事件を想定した議論をしたい。</li> </ul> <p><b>(意見交換の結果の活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地裁の全裁判官が意見交換会に参加可能である。</li> </ul>	
<b>E</b>	<p><b>(高裁と地裁の意見交換会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>管轄の全地家裁とそれぞれ年1回実施。</li> <li>地裁・高裁の陪席裁判官等の有志による事実認定研究会を不定期で実施。</li> </ol> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記②を、地裁における審理・判断上の課題を明確にするための継続的な意見交換の場とするべく検討を進めている。研究会では、事実認定の当否ではなく、審理・判断上の課題を明確にするという視点から議論を深める必要がある。</li> </ul> <p><b>(地裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高裁からの指摘をごもっとも聞くのではなく、地裁の実情を踏まえた問題提起を期待したい。</li> <li>研究会の題材となる事例の提供をお願いしたい。</li> </ul> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高裁回答と同旨。</li> </ul> <p><b>(高裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管内の別の地裁の事例を用いるなどして、判断や審理の在り方について、率直な意見交換を行えるようにしていただきたい。</li> <li>地裁が気付きにくい問題点や高裁の問題意識を紹介してもらいたい。</li> </ul> <p><b>(意見交換の結果の活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活用方法を検討していただきたい。</li> </ul>	

## 3. 高等裁判所と地方裁判所との意見交換

F	<p><b>(高裁と地裁の意見交換会)</b></p> <p>①高裁所在地の地裁では4つの班に分けて年1回、その他の地裁とそれぞれ年1回実施。主に地裁から出される協議問題を中心に2時間程度意見交換を行う。</p> <p>②交通事件に特化した意見交換会を隔年で実施。</p> <p>③高地裁の有志による判決書勉強会を年4回実施。</p>
	<p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地裁の裁判官の問題意識が日々であり、限られた時間では議論が深まらない。</li> <li>ケースを基に審理の進め方や争点の判断につき意見を述べ合うケース研究を導入し、議論の仕方や考え方を習得し得る体験をできるようにしたい。</li> </ul> <p><b>(地裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高裁に遠慮せずに地裁における審理の実情等を紹介してもらい、活発な議論をしてほしい。</li> <li>高裁に対して正解を求めるような姿勢にはなってもらいたくない。</li> <li>若手裁判官も積極的に議論に参加してもらいたい。</li> </ul> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①について、具体的な事例や判決を題材にした協議問題にしたり、意見交換会の規模を小さくするなどして、ざっくばらんな議論がしやすい雰囲気を作りたい。</li> </ul> <p><b>(高裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高裁の他の部や裁判官と意見が分かれ得るのであれば、紹介して欲しい。</li> <li>具体的な事例に即した判決や審理の在り方に関する具体的な指摘をしてもらいたい。</li> <li>審理、判断、判決書のそれぞれについて、良い例も紹介してもらいたい。</li> <li>高裁からも協議問題を出すなどして、双方向的な議論をしたい。</li> </ul> <p><b>(意見交換の結果の活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記②については、結果を支部も含めて共有している。</li> <li>他の班の協議内容は、民事部会で報告したり、部内で話題にしたりすることもある。</li> </ul>
G	<p>①管轄の全地家裁とそれぞれ年1回実施。高裁側は、高裁所在地の地家裁との交換会については全裁判官が、その他の地家裁との交換会については担当部の全裁判官が参加し、地家裁側は、民事家事担当の全裁判官が参加している。地家裁が出す協議問題をもとに意見交換を行い、高裁から問題事例等についての紹介・解説を行う。</p> <p>②昨年度初めて、高裁所在地の右陪席と、高裁の陪席数名が集まって審理上の諸問題を自由討議する意見交換会を実施した。</p>
	<p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①は、高裁の見解を押しつける形とならないよう、地家裁側にも積極的に意見を述べてもらっている。</li> <li>上記②は、部総括を入れず、人数を絞るなど、自由な意見交換ができるように工夫した。</li> <li>上記①について、事前準備を十分に行うことや、分科会方式で、実際の事例に基づくケース研究をすること等が考えられる。</li> <li>上記②について、全員が交代で参加する方式とし、開催頻度も高めるなどの工夫が必要。</li> </ul> <p><b>(地裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高裁に対して率直に聞いてみたい事項をもっと出してもらいたい。</li> </ul> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①は、マンネリ化しないよう、協議問題の選定や開催方法について、アンケートを実施し、検討している。</li> </ul> <p><b>(高裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>問題事例や良かった事例をもう少し多く紹介してもらえると、励みにもなる。</li> </ul> <p><b>(意見交換の結果の活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の裁判官に委ねられている。</li> </ul>

## 3. 高等裁判所と地方裁判所との意見交換

<b>H</b>	<p><b>(高裁と地裁の意見交換会)</b></p> <p>①管轄の全地家裁本庁 (+ 1支部) とそれぞれ年1回実施。高裁側は担当部の部長と陪席1名が、地家裁側は高裁所在地の地裁本庁は部総括・右陪席十数名、その他の庁では概ね民事部所属の全裁判官が参加。地裁から提出された協議問題に基づく意見交換、高裁部総括の講話等を行う。</p> <p>②特定の合議事件を素材に、担当した高裁主任裁判官と地裁部総括等との事例検討会を実施(高裁所在地地裁のみ)。同会では、高裁から見て充実した合議がされたと思われる事例又はその逆の事例を題材に、合議の在り方について意見交換を行う。</p> <p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①について、高裁から裁判所全体の課題を踏まえたメッセージをどのように発信するかについて検討する必要がある。</li> </ul> <p><b>(地裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①について、参加者、特に陪席裁判官のより積極的な参加(発言)を促したい。</li> </ul>	<p><b>(工夫点・改善点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①について、普段から問題意識を持ち、地裁から協議問題を提出する際には、地裁が改めるべき点を高裁の視点から示してもらえるような問題を検討する必要がある。</li> <li>アンケートをとり、高裁に地裁の問題意識を伝えるようにしている。</li> <li>交換会のテーマ等について地裁からも意見を述べるなどして、地裁側が積極的に意見交換に臨めるようにしたい。</li> </ul> <p><b>(高裁への要望事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記②では、できる限り直近に扱った事例を提供してもらいたい。</li> <li>上記①では、問題のある事例だけではなく望ましい審理及び判決がされた事例等についても教示してもらいたい。</li> <li>上記①では、抗告事件や上告事件も含め、具体的な事件に基づくコメントをしてもらいたい。</li> <li>上記①では、地裁からの協議問題については、広く他の部にも確認をした上で回答してもらいたい。</li> </ul> <p><b>(意見交換の結果の活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①②とも、裁判長連絡会等で概要が報告されている。</li> <li>協議結果を部内で共有し、意見交換を行っている。</li> <li>個々の裁判官に委ねられている。</li> </ul>
----------	---	---

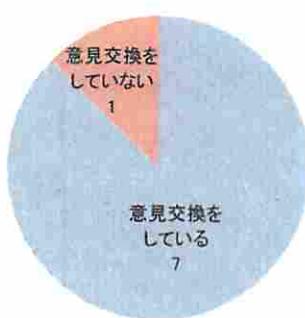
## 3. 高等裁判所と地方裁判所との意見交換

## (高裁アンケート問4)

①所属庁の他部の裁判官、②管内の高裁支部の裁判官との間で、地裁の審理、判断の質の向上（高裁の判決の還元や高裁と地裁の意見交換会などの取組の在り方を含む。）についての意見交換等は行っていますか。行っている場合には、開催の形式、構成、規模、頻度、内容などとともに、最近行った意見交換等で有益であったと思われる具体例も併せて紹介してください。行っていない場合は、行うことについてのあい路をお答えください。なお、回答に当たっては、①及び②のどの裁判官との意見交換会等であるかを明示してください。

【グラフ3-1】①所属庁の他部の裁判官 【グラフ3-2】②管内の高裁支部の裁判官

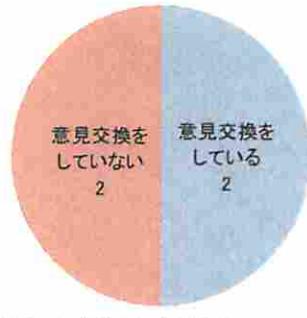
## との意見交換会実施の有無



※回答者数8人

※意見交換をしていない府のあい路としては、多忙であるとの回答があった。

## との意見交換会実施の有無



※回答者数4人(高裁支部が存する府)

※意見交換をしていない府のあい路としては、多忙、距離が離れており、時間や場所の確保が困難、そもそも必要性に疑問があるとの回答があった。

## ○ 意見交換会の形式等

## 【回答1】

- ① 懇談会形式。部総括。年4回程度。

## 【回答2】

①、②のいずれについてもテーマを「地裁の審理、判断の質の向上」に絞っては行っていない。高裁の常置委員会の場で、判決の還元や意見交換会について議論をしたことがあり、昨年度の実施は、その結論に従ってなされたもの。

意見交換会の内容や留意事項の担当部の陪席は、各部の陪席及び支部の陪席との間でこれらに関する意見交換を行い、原案を作成して民事部会に諮っている。昨年度は、各支部の陪席との意見交換はテレビ会議システムを利用して行われた。

## 【回答3】

- ① 意見交換会形式。直近のテーマは「意見交換会の充実化策」。民事部の全裁判官。不定期。（このほか、2か月に1回程度、昼食会の場でも、自由な意見交換を行っている。）

3. 高等裁判所と地方裁判所との意見交換

【回答4】

- ① 意見交換会形式。地家裁との意見交換会で説明する留意事項の検討のための意見交換で、民事部2か部の間で実施。

【回答5】

- ① 高裁裁判官と地家裁裁判官との懇談会の事前準備のための検討（5回程度）に、幹事部と他部の裁判官も1人加わって、隨時、当該他部でも検討を行ってもらい、その意見を取り入れながら準備を実施。

【回答6】

- ① 本庁の陪席会。地家裁に説明する審理判断上の留意事項、民事家事実務協議会の回答、地家裁との意見交換会の回答を協議する際に、地裁の審理、判断の質の向上についても意見交換をし、回答等に反映。
- ② 裁判官会議の際の意見交換の場。高裁としての審理に関する協議が多いが、地裁の審理、判断の質の向上を意見交換の対象とすることも可能と思われ、過去、「1回結審ができない事案の増加」とのテーマで協議したことがある。

【回答7】

- ① 高裁と地家裁との意見交換会、控訴審判決の地裁への還元等の在り方について、複数の高裁部総括及び陪席裁判官からなる検討チームを作り、改善に向けた検討のための意見交換等を実施。